

中国の税関における知的財産権の 保護



北京慧龍法律事務所

王小為
弁護士・弁理士

北京慧龍法律事務所は、北京銀龍知識産権代理有限公司を中核とする Dragon IP Group に属し、知的財産を中心とした法律業務を行っている。筆者の王小為は、弁護士、弁理士の資格を有し、専利、商標、著作権の訴訟案件、商業秘密案件、不正競争紛争案件などの行政機関による手続、法院による一審、二審、再審、検察院による控訴手続などを含む 100 件余りの事件を担当した経験がある。

中国政府は、近年、法律法規の改正および新たな政策の導入などの手段を講じており、知的財産権の保護を絶えず強化している。税関における保護は、知的財産権の保護制度において重要であり、特に、中国で生産された権利侵害製品の輸出を防止するという面で、積極的に役割を果たしている。

1. 税関における知的財産権の保護の現状

税関総署は、2019 年 4 月 23 日に統計データを公開した。2018 年に全国で知的財産権の保護措置を 4.97 万回講じ、被疑侵害貨物を 4.72 万回差押え（前年同期比で 46.03%増加）、差し押さえた被疑侵害貨物の総数は 2480.02 万件である。

その統計データから見ると、以下の特徴がある。

- (1) 差し押さえた貨物の総数のうち、商標権侵害の貨物が 96.70%を占める
- (2) 法律の執行は、税関の職権に基づく差押えが主であり、職権により差し押さえが行われた回数は、差押え総数の 96.96%を占める
- (3) 権利侵害に係る貨物の発見は、輸出の過程に集中しており、輸出の過程において差し押さえられた貨物は、差し押さえた全ての貨物の 99.48%を占める
- (4) 沿岸地区の税関が法律を執行する主要な場であり、寧波、杭州の税関など差し押さえ貨物数のトップ 10 の税関の差し押さえ貨物数は、全国の 95.27%を占める
- (5) 軽工業の製品、電子製品の貨物の差押え件数の増加が大きい

また、2018年の中国税関の知的財産権保護状況の典型的な事例として、深圳税関による専利権侵害事件が選定されている。この事例では、深圳税関は、多数のハイテク企業による専利権保護の要請に応じて、専門家チームを構築して重要な企業の専利権に対して分析を行い、専利権の安定性が高くかつ権利侵害が成立している専利権について保護活動を展開した。例えば、2018年9月29日深圳税関は、韓国へ輸出しようとしていたキーボードに対して検査を行い、権利者の立会いの下で権利侵害を確認した後、立件して調査を進めた。最終的に、貨物の発送者・受領者と権利者との間で和解が成立し、権利者の権利が合法的に保護された。

このことからわかるように、中国の税関の知的財産権に対する保護の体制は強化されている。現在のところ、商標の分野に集中してはいるが、専利などのその他の知的財産権においても、積極的に体制の強化を進めていく方針である。

2. 税関における知的財産権の保護体系

2.1 税関の体制

国務院は、税関総署を設立すると同時に、対外的に開放された港および税関の監督管理業務が集中している地点に直属税関を設立した。各直属税関は、税関総署により管理され、行政区画の制限を受けない。

権利者は、税関による知的財産権の保護を得るために、知的財産権の登録を行う必要がある。該登録手続は、税関総署の「知的財産権税関保護登録システム」(www.haiguanbeian.com)を通じて行う。被疑侵害貨物が発見された場合の法律の執行は、貨物が通過する各税関により実施される。

2.2 税関による知的財産権の保護に関する関連法律

まず、「税関法」の第44条、第91条では、税関が法律、行政法規に基づいて輸出入の貨物に関する知的財産権に対する保護を実施し、また、税関は権利侵害に係る貨物を没収し、罰金を課し、刑事責任を追及できることが規定されている。

次に、税関による知的財産権の保護の具体的な規定としては、「知的財産権の税関保護条例」、「税関の『知的財産権の税関保護条例』に関する実施弁法」、「税関行政処罰実施条例」がある。

輸出入の貨物が権利を侵害しているか否か、法律責任をどのように負うかについては、「商標法」、「専利法」、「著作権法」などの規定を参照する必要がある。刑事犯罪を構成するか否かについては、「刑法」の関連規定を参照する必要がある。

また、税関は、法律を執行する際、税関総署が制定した部門規章を参照する。

2.3 税関による知的財産権の保護範囲

「知的財産権の税関保護条例」の第2条は、中国の税関による保護の知的財産権の範囲を画定している。すなわち、輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権、著作権及び著作権に関する権利、専利権に対して保護が実施される。

3. 中国の税関による知的財産権保護の主な対応

税関による知的財産権の保護には、「職権による保護」、「申請による保護」の2つがある。

3.1 職権による保護

税関総署にすでに権利の登録が申請されている貨物について、税関が、輸出入の監督管理の過程において権利侵害の疑いがあることを発見した場合、「知的財産権の税関保護条例」の第16条の規定に基づき、該貨物の通関手続を中止し、知的財産権の権利者に通知を行う。知的財産権の権利者が通知を受け取った後、権利侵害の疑いのある貨物に対する差押えを申請した場合、税関は調査認定を開始する。権利者が通知を受け取った後に調査の申請を放棄した場合、税関は貨物を通過させる。

職権による保護の基本的な手続は、次のとおりである。

(1) 登録手続

「知的財産権の税関保護条例」の第7条の規定に基づき、その知的財産権の登録手続を行う。

(2) 通関の中止と差押え手続

登録された知的財産権を侵害する疑いのある貨物が発見された場合、税関は通関を中止し、知的財産権を登録した権利者に書面で通知しなければならない。書面の

通知の送達日から起算して3営業日以内に知的財産権の権利者が権利侵害の疑いのある貨物の差押えを要求した場合、税関は差し押さえをする。権利者が3営業日以内に回答しない場合または差押えの申請をしないことを明確に示した場合、税関は該貨物を通過させなければならない。

(3) 認定および処置の手続

税関は、調査を経て権利侵害と認定した貨物について、没収し、権利侵害貨物の発送者・受領者に対して行政処分を与える権利を有する。

3.2 申請による保護

権利者は、輸出入されようとする貨物が知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合、「知的財産権の税関保護条例」の第12～14条の規定に基づき税関に保護措置を申請することができ、税関は、権利侵害の疑いのある貨物に対して通関を中止して一時的に差し押さえる手続を行う。ただし、申請により差し押さえられた権利侵害の貨物に対して、税関は調査認定の責任を負わず、貨物の一時的な差押えの協力の責任を負うだけである。貨物の権利侵害紛争について、知的財産権の権利者は裁判所に提訴し、裁判所が権利侵害の成否を判断する。

申請による保護の基本的な手続は、次のとおりである。

(1) 登録は必須の手続ではない

登録をしたか否かにかかわらず、輸出入する貨物に権利侵害の疑いがあることを発見した場合、その貨物が通過しようとする税関に直接差押えを申請することができる。

(2) 担保の手続

過誤による貨物の差押えが当事者に損失をもたらすことを防止し、倉庫貯蔵、保管などの費用を支払うため、権利者は、貨物の差押えを申請する前に、税関に担保を供託しなければならない。

(3) 調査および処置の手続

差し押さえられた貨物が権利侵害を構成するか否かについて、税関は、調査認定の責任を負わない。権利者は、税関が差し押さえた貨物について、裁判所に権利侵害行為の停止または財産保全措置を執るよう請求する。差し押さえた日より20営

業日以内に裁判所から執行協力通知を受け取らなかった場合、税関は、差し押さえられた貨物を通過させなければならない。

【ソース】

<http://fangtan.customs.gov.cn/tabid/624/default.aspx>

中華人民共和国税関法

中華人民共和国知的財産権の税関保護条例

税関の「知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法

中華人民共和国税関行政処罰条例

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)